

函 財 税

令和4年(2022年)3月31日

議 員 各 位

財 務 部 長

資料の提出について

このことについて、「地方税法等の一部を改正する法律」が3月31日に公布され、同日付けにて函館市税条例の関係規定を整備する必要がありますので、「函館市税条例の一部を改正する条例」につきまして専決処分をさせていただき施行いたしたいと存じます。

つきましては、このことに関する資料を下記のとおり配付いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子
- 2 函館市税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

(財務部税務室)

函館市税条例の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

地方税法の一部改正に伴い，固定資産課税台帳の閲覧の手数料等に関する規定，熱損失防止改修工事等をした住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書に関する規定ならびに商業地等に係る令和4年度分の固定資産税および都市計画税の特例に関する規定の整備等をするため

2 改正内容

(1) 固定資産税（第53条の2，第53条の3，附則第8条の4）

固定資産課税台帳の閲覧の手数料等に関する規定を整備し，および熱損失防止改修工事等をした住宅等に対する固定資産税の特例措置に関し，その適用を受けようとする者が提出すべき申告書に関する規定を整備する。

(2) 固定資産税および都市計画税（附則第10条，附則第17条）

令和4年度に限り，商業地等に係る負担調整措置の割合を2.5%とする。

(3) 規定の整備（第30条の10，附則第8条の3）

3 施行期日 令和4年4月1日

函館市税条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第30条の10 (略)</p> <p>2 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、前項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>および地方税法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項および第4項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第4項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 第5項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分または前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分または届出書の提出があつた日の翌日以後の第5項前段の期間内に行う第2項の申告については、第5項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>9 (略)</p> <p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第53条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項または第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p> <p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第53条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第30条の10 (略)</p> <p>2 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、前項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>および地方税法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項および第4項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第4項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 第5項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分または前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分または届出書の提出があつた日の翌日以後の第5項前段の期間内に行う第2項の申告については、第5項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>9 (略)</p> <p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第53条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(<u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の閲覧の手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項または第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p> <p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第53条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(<u>同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の交付手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。</p>

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16・17 (略)

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

第8条の4 (略)

2・3 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16・17 (略)

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

第8条の4 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅または同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

5 (略)

6 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

7・8 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条 宅地等(法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。)に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当

4 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅または同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

5 (略)

6 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

7・8 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条 宅地等(法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。)に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当

該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（法附則第18条第6項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）に係る令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3～5 （略）

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（法附則第18条第6項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。））に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3～5 （略）

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第17条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（法附則第25条第6項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 （略）

第17条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（法附則第25条第6項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 （略）